

デリバティブ類似取引の会計処理

クレジット・デリバティブと コミットメント・ラインについて

あきばけんいち
秋葉賢一

要 旨

デリバティブの会計上の定義は、デリバティブに関する会計基準の適用範囲を決定するための出発点となり重要な問題である。そこで、本稿ではデリバティブに該当するか否かが明確ではないとされてきたデリバティブ類似取引のうち、クレジット・デリバティブとコミットメント・ラインを取り上げ、その仕組みや米国での考え方、わが国における会計上の取扱いを整理した。

わが国では、1999年1月に企業会計審議会より、金融商品の包括的な会計上の取扱いについて定めた「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「金融商品意見書」とする）が公表された。しかし、ここでは、デリバティブ取引を例示列挙するに止め、概念的な定義がなされていない。また、日本公認会計士協会会計制度委員会から2000年1月に「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」が公表され、デリバティブの概念整理および既存のデリバティブ類似取引と考えられるクレジット・デリバティブやコミットメント・ラインの会計処理について指針が提示されているものの、デリバティブであっても時価評価されない余地があるとされていること等に鑑みると、デリバティブの会計上の取扱いに関する不確実性は必ずしも解消されていない。デリバティブをはじめとした金融商品の概念規定は、資産、負債の定義など根本に係る問題ともいえるため、今後も引き続き検討が必要なものと考えられる。

キーワード：デリバティブ、クレジット・デリバティブ、コミットメント・ライン、

本稿は、筆者が日本銀行金融研究所に客員研究員として在籍中に取りまとめたペーパーに加筆修正したものである。

秋葉賢一 朝日監査法人（アーサーアンダーセン） 公認会計士

はじめに

1999年1月22日に企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「金融商品意見書」とする)が公表され、デリバティブを含む金融商品に係る会計基準が示された。この基準では、デリバティブを時価評価し、その時価評価差額を損益として計上したり、一定の要件を満たす場合にヘッジ会計を適用するなどの点で、おおむね米国財務会計基準書(SFAS)第133号「デリバティブとヘッジ活動に係る会計」¹や国際会計基準(IAS)第39号「金融商品:認識と測定」²と共通している。しかし、「金融商品意見書」基準第一では、デリバティブ取引を「先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引」という例示列挙に止めており、デリバティブの概念規定はなされていない。また、2000年1月31日に日本公認会計士協会から会計制度委員会報告書第14号「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」(以下「実務指針」とする)が公表され、デリバティブに係るより具体的な会計上の取扱いが示されたが、不確実性が完全に解消されるには至っていない。

デリバティブの会計上の定義は、デリバティブに関する会計基準の適用範囲を決定するための出発点となる³。すなわち、いわゆるデリバティブ類似取引もまず会計上、デリバティブか否かが判断されることにより適用される基準が異なってくる。こうした問題意識から、本稿ではデリバティブに該当するか否かが明確ではないとされてきたクレジット・デリバティブとコミットメント・ラインを取り上げ、その仕組みや米国での考え方を整理したうえで、わが国の会計上の取扱いや今後の課題について検討する。なお、文中の意見にわたる部分については私見であることをあらかじめお断りしておく。

クレジット・デリバティブについて

1 クレジット・デリバティブの仕組み

クレジット・デリバティブとは、利息相当額やプレミアムの支払と引き換えに、ローンや他の資産の信用リスクを引き渡すために作られた種々の契約を総称する用語であり、当事者間において他のリスク形態と分離して信用リスクを移転させる商品である。信用リスクの移転対象としては、リファレンス資産(reference

1 Statement of Financial Accounting Standards No.133 "Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities," June 1998.

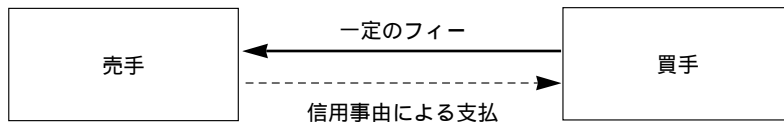
2 International Accounting Standards No. 39, "Financial Instruments: Recognition and Measurement," December 1998.

3 特定の金融商品がデリバティブか否かを区別する必要性は、デリバティブと他の金融商品の会計処理が異なる場合にのみ重要な問題となるのであって、デリバティブを含むすべての金融商品に同様の会計処理を適用する場合、その区別は問題とされない(IAS 討議資料(1997年3月)第2章注1参照)。

assets) の期間全体的場合もあれば期間の一部の場合もあり、また信用リスクの完全な移転もあれば部分的な移転の場合もあり、契約によりさまざまな形態を採る。このようなクレジット・デリバティブの代表例としては「クレジット・デフォルト・スワップ(オプション)」、「トータル・リターン・スワップ」が挙げられている。

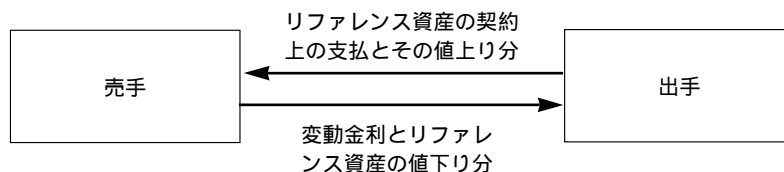
(1) クレジット・デフォルト・スワップ(オプション)

この契約において、買手は一定のフィーを売手に払う一方、特定のリファレンス資産がデフォルトや格付け低下などの信用事由 (credit event) を起こした場合に一定の支払 (credit event payment) を受ける権利を持つ。リファレンス資産は、その信用状況が当該契約のキャッシュ・フローを決定するだけの存在であり、特定の資産の場合もあればいくつかの資産のバスケットの場合もある。信用事由は契約の中で定義されており、それが発生した場合に買手に支払が行われ契約は通常終了する。信用事由が生じない場合には買手に対して支払は行われぬ。この支払の仕方には、定額決済 (契約当初に決定されている金額とする) や、差額決済 (想定元本金額から信用事由発生後のリファレンス資産の回収価額を控除した金額とする) 現物決済 (リファレンス資産を引き渡し、想定元本金額を受け取る) などがある。



(2) トータル・リターン・スワップ

この契約において、トータル・リターンの手はリファレンス資産の契約上の支払 (例えばクーポン金利) とリファレンス資産の値上り分を含むすべての経済価値を定期的にまたは一括して受手に支払うことと引き換えに、受手から変動金利とリファレンス資産の値下り分を受け取る。したがって、リファレンス資産のリスクと経済価値はトータル・リターンの手に移転される。なお、トータル・リターン・スワップは現金にてネット決済されるものであり、リファレンス資産自体は移動しない。



2 米国基準における考え方

(1) 米国におけるデリバティブの定義

1998年6月にSFAS第133号が公表されるまでは、米国においても会計基準におけるデリバティブの区別は明確でなく、SFAS第119号⁴パラグラフ5のようにデリバティブに該当するものを例示列挙するというかたちが採られてきた。これに対して、SFAS第133号では、金融市場の拡大や革新的な金融商品の発達に対応できるよう例示列挙によりデリバティブを定義付けることを改め、区別できる特徴を基にした概念的な定義付けがなされている（パラグラフ245、248）。

SFAS第133号では、以下で示すようなデリバティブ（a derivative instrument）と、主契約（host contract）から切り離される「組み込みデリバティブ（an embedded derivative）」⁵を総称してデリバティブズ（derivative instruments）としている（パラグラフ16）。このうちデリバティブは、以下の3つの条件をすべて満たす金融商品その他の契約とされている（パラグラフ6、249）。

- イ. 1つまたは複数の原資産（underlyings）⁶および 1つまたは複数の想定元本（notional amounts）⁷もしくは支払条項（payment provision）⁸をもつこと。
- ロ. 当初に純投資額がないこと、または市況の変化と同様に反応すると考えられる他の契約における純投資額よりも小さいこと。
- ハ. ネット決済を要すること、もしくは認められていること、契約外の方法によってネット決済が容易であること、または受取人にとってネット決済と実質的に異ならないような資産の引渡しが行われること。以下のいずれかの要件を満たす場合は、この条件を満たすものと考えられる。
 - (イ) いずれの当事者もその原資産と関連する資産や想定元本と同額の資産の引渡を必要としないこと。
 - (ロ) いずれかの当事者が、上述したように原資産と関連する資産や想定元本と同額の資産の引渡を必要とする場合でも、ネット決済を容易にできる市場機能があること。

4 Statement of Financial Accounting Standards No.119 “Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair value of Financial Instruments,” October 1994. なお、SFAS第119号はSFAS第133号が適用されることに伴い廃止される（パラグラフ525）。

5 本文で示した3つの条件を満たさないためデリバティブに当たらない契約（債券、保険証券、リース等）であっても、その中に組み込まれている（embedded）デリバティブの経済的性質やリスクが主契約の経済的性質やリスクと明確かつ密接に（clearly and closely）関連していないこと等、一定の規準をすべて満たせば、組み込みデリバティブは主契約から切り離され、その部分についてはSFAS第133号が適用される（パラグラフ12）。

6 原資産とは、資産負債そのものではなく特定された利率、証券価格、コモディティ価格、為替レート、価格指数またはその他の変数をいう（パラグラフ7、540）。

7 想定元本とは、通貨単位、株式数、穀物単位、重量その他の単位数で、契約によって特定された単位数をいう（パラグラフ7、540）。

8 支払条項は、原資産が特定の状態にある時に固定または決定できる決済額を特定する。例えば、参照する金利が3%上昇した場合に特定の額を支払う場合など、デリバティブの決済額を決定する想定元本以外の要素である（パラグラフ7、251）。

(八) いずれかの当事者が、上述したように原資産と関連する資産や想定元本と同額の資産の引渡を必要とする場合でも、当該資産が容易に現金に転換可能であること、またはそれ自体がデリバティブであること。

もっとも、デリバティブが上記の条件を満たす場合でも、一定の取引についてはSFAS第133号の適用対象外とされている(パラグラフ10、11)。この適用対象外の中には、生命保険や損害保険など一定の保険契約(パラグラフ10c)や一定の金融保証契約(パラグラフ10d)が含まれている。

(2) 保証との関連による区別

SFAS第133号では、前述のように、ある契約がデリバティブの条件を満たす場合でもその適用対象外とされるものとして、一定の金融保証契約を挙げている(パラグラフ10d)。すなわち、債務者が期日に支払を行わないというような認識可能な一定事由(an identifiable insurable event)によって損失が発生した時にだけ被保証者に精算支払を行うような金融保証契約は、SFAS第133号の適用対象外としている。したがって、認識可能な一定事由により損失が発生した時にだけ支払を行うようなクレジット・デフォルト・スワップ(オプション)は上記パラグラフ6にて示されている条件を満たしていても、通常の保証と同様にSFAS第133号の適用対象外にあると考えられる(パラグラフ59b)。

これに対して、金融保証契約が、例えば特定の債務者の信用力の変化によって誰にも損失が発生していないにもかかわらず、その変化に対応して支払を行うという内容の場合にはSFAS第133号の適用対象になるとされている(パラグラフ59b)。したがって、一定事由が生じた時だけではなく、特定企業の信用力の変化に対応して支払が生じる契約、すなわちトータル・リターン・スワップはデリバティブに該当することになる(パラグラフ10d)。このような結論は、トータル・リターン・スワップがリファレンス資産の市場リスク全体を移転するものであること、特にリファレンス資産が株式であればエクイティ・スワップに類似していることを考えると理解しやすい。

(3) 保険との相違

さらに、クレジット・デフォルト・スワップ(オプション)による支払はリファレンス資産の価格によって行使されるわけではなく、発生するかもしれない信用事由によって決定されるため、保険に類似したものとも考えられる。SFAS第133号では、デリバティブの定義を満たした保険契約を適用対象とする(パラグラフ277-280)ものの、上記(2)の保証の場合と同様に、価格変化以外の認識可能な一定事由(an identifiable insurable event)が生じ、被保険者に負債が生じるか被保険者の特定の資産価値が下落した時にだけ被保険者に支払を行うような契約は適用対象外としている(パラグラフ10c)。したがって、多くの伝統的な保険契約はデリバティブに該当しないものと考えられている。

このように、SFAS第133号では、価格変化以外の認識可能な一定事由が生じた結果、対象に損失が生じた場合にだけその支払が行われるか否かにより、保証、保険およびその類似取引がデリバティブに該当するか否かを統合的に区別している。

3 わが国における現行の取扱い⁹

現状、クレジット・デフォルト・スワップ（オプション）に関する明確な基準はないため、実務上は、保証として扱う場合とデリバティブとして扱う場合とがある。

(1) 保証として扱う場合

クレジット・デフォルト・スワップ（オプション）が保証と解されればフィーは発生主義に基づいて計上される。とくに、1998年10月30日付法人税法個別通達「金融商品に関する法人税の取扱いについて」6-1では、一定のクレジット・デフォルト・スワップ（オプション）を「債務保証等類似デリバティブ取引」として扱い、買手はフィーを発生主義に基づいて費用計上する旨を明記している。

また、保証として扱う場合、売手は通常の保証と同様に契約額を貸借対照表上に計上する必要はないが、偶発債務としての開示が求められる¹⁰。

(2) デリバティブとして扱う場合

一方、デリバティブとして扱うケースでは、銀行がバンキング勘定で処理している場合¹¹や一般事業会社の場合、オプションと解されればフィーが権利行使時または消滅時まで資産または負債計上され、スワップと解されれば発生主義に基づいて損益に計上されることになる。また、銀行の特定取引勘定で扱われる場合には時価評価される¹²。

なお、契約額は貸借対照表に計上されないが、売手も買手もデリバティブに関する注記を行う必要がある。この場合、いわゆる定量的情報として貸借対照表日における契約額、時価および評価損益相当額等を取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債権、商品等）ごとに開示する必要がある（財務諸表規則第8条の8）ため、クレジット・デフォルト・スワップ（オプション）は、どの種類に該当するかが問題となる¹³。

9 トータル・リターン・スワップはデリバティブに含まれる可能性が高いため、ここではクレジット・デリバティブのうちクレジット・デフォルト・スワップ（オプション）のみを取り上げる。

10 銀行の場合は保証に貸借対照表能力が与えられているため、貸借対照表上、偶発債務を「支払承諾」として、偶発債権たる求償権を「支払承諾見返」として両建処理する。なお、いわゆる銀行決算経理基準は今後見直しされる予定であり、その際、支払承諾は貸借対照表能力の問題から注記事項とすべきという方向で検討されている。

11 1998年12月1日から銀行の付随業務として、クレジット・デリバティブ取引が含まれている（改正銀行法施行規則第13条の2第6項）。

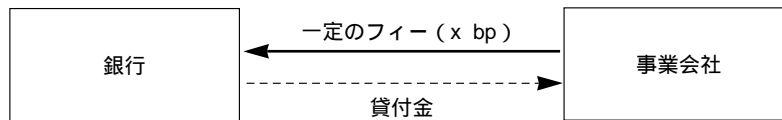
12 改正銀行法施行規則第17条の13第13項。

13 この点については、秋葉[1997a, b]も参照されたい。

・コミットメント・ラインについて

1 コミットメント・ラインの仕組み¹⁴

コミットメント・ラインとは、銀行等が一定期間にわたり一定の融資枠を設定・維持し、その範囲内であれば顧客の請求に基づき融資を実行することを約束する契約である。この契約締結の対価として、当該契約期間中、顧客から銀行等に対しコミットメント・フィーが支払われる。なお、当該契約は将来の一定期間にわたるため、融資枠が維持されるためには、顧客の財政状態につき重大な悪影響がないこと等の一定の条件が付されることが多いと言われている。コミットメント・ラインは、銀行による当座貸越契約と類似するが、当座貸越契約書には、銀行に貸越の実行に関し広い裁量を与えるような規定が含まれている場合が多い。また、当座貸越契約の場合、締結の対価として顧客がフィーを支払うことはない。



このようなコミットメント・ラインは、欧米では一般化しているにもかかわらず、わが国においてはあまり行われてこなかった。この理由としては、法的にコミットメント・フィーが利息制限法第3条あるいは出資法第5条第6項の「みなし利息」に該当するおそれがあり、当該フィーがそれぞれの法律に定める制限利率を超えることになるのではないかということ¹⁵や、わが国では緊急的な資金需要についてはいわゆるメインバンクが応じてきたことが挙げられている。

ところが最近、以下のような理由から日本においても大手企業を中心に銀行との間でコミットメント・ラインを設定する動きが見受けられる¹⁶。

(1) 資金調達の機動性の確保

コミットメント・ライン設定の理由の背景には、急激な金融市場の変動の中で銀行の貸し渋りの影響を受けずに資金調達の機動性を保つことが挙げられている。また、実際に流動性リスクを回避するという理由のほかに、金融市場の変動に対応する資金手当の方法を明確にしていけないと外資系格付機関による当該企業の格付けが影響を受けるためであるともいわれている¹⁷。

14 ここでの記述は、金融法委員会 [1998]、菅原 [1998]、丹野 [1998] を参考としている。

15 このような法的な問題をより明確にするために、「特定融資枠契約に関する法律」が1999年3月23日に成立し、3月29日に公布され即日施行されている。

16 例えば、IFR1998年8月22日号p35、日本経済新聞1998年9月20日、日経金融新聞1998年10月16日、10月21日、11月25日など。この場合、融資枠内に一定の借入金残高を維持することなどにより前述した法的不確実性を回避しているケースもある。

17 IFR1998年10月17日号参照p35。

(2) 資産の圧縮

企業側にとっては、コミットメント・ライン契約を締結することにより、必要以上の手元流動性を確保する必要がなくなり資産の圧縮を図ることができる。これに加えて銀行側では、わが国の自己資本比率規制上、短期（原契約期間1年内）のコミットメントの枠空き部分はリスク・ウエイト0%として扱われる¹⁸。このため、優良な企業が短期借入金等を利用して保有している過剰な手元流動性資金をコミットメント・ラインに置き換えることができれば、銀行側においてもリスク・アセットの削減を図ることができると考えられている。

2 米国基準における考え方

(1) SFAS第119号における定義

SFAS第119号パラグラフ5では、デリバティブを先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引およびこれらに類似するその他の契約としており、その他の契約の例としてコミットメント・ライン¹⁹も掲げていた。すなわち、コミットメント・ラインは、権利保有者がプレミアムの支払と引き換えに原資産の不利な価格変動による損失発生を限定しつつその有利な価格変動の便益を有するため、金利キャップやフロアーとともに、オプションと同様の特徴を有しているとされていた。また、変動金利のコミットメント・ラインも、契約金利の調整が市場金利の変動よりも遅れるためオプションに類似した性格をもっているとされていた（パラグラフ6）。

(2) SFAS第133号における扱い

SFAS第133号では、SFAS第119号においてデリバティブに含められていた一定の契約でも、SFAS第133号のデリバティブの定義には含められない例としてコミットメント・ラインを挙げている。すなわち、コミットメント・ラインにより権利保有者が相手方の銀行から一定額の貸付を受ける場合、通常、この契約や当該貸付は容易にネット決済できるような市場機能をもっているわけではなく、また、容易に現金に転換できるものではないと考えられるため、コミットメント・ラインはデリバティブには該当しないものとされている（パラグラフ291）。

しかしながら、ネット決済が容易な市場機能が整備されるか、権利保有者に引き渡される貸付金が容易に現金に転換できるもの²⁰であれば、コミットメント・ラインはデリバティブと解することも考えられる。この場合には、権利保有者のみならず、もう一方の当事者である銀行側においても会計上、デリバティブと見なされるものと考えられる。

18 このため、実務上多くの場合、コミットメント・ラインは銀行側の理由により、1年内（例えば364日など）の契約にて行われているようである。

19 SFAS第119号では、「ローン・コミットメント」という用語を用いているが、本稿では「コミットメント・ライン」としている。

20 当該貸付債権の流通市場が確立している場合が考えられる。

3 わが国における現行の取扱い

(1) 貸手側の扱い

コミットメント・ラインを提供するのは銀行が多いものと思われるが、銀行における他のコミットメント契約（例えば、NIF<Note Issuance Facility>、RUF<Revolving Underwriting Facility>、CPバックアップライン）と同様に会計上、オフバランス取引とされ、コミットメント・フィーが発生主義にて収益計上されるに止まるものと考えられる²¹。

(2) 借手側の扱い

コミットメント・ラインを受けるのは事業会社が多いものと思われるが、被保証契約などと同様に、借手側はリスクを負担するものではないため会計処理はもとより何ら開示さえも強制されないものと考えられる。したがって、会計上はコミットメント・フィーを発生主義にて費用計上すれば足りるものと考えられる。

わが国における今後の取扱い

わが国でも、1999年1月に公表された「金融商品意見書」により、デリバティブを原則的には時価評価する方針が示された。ここで時価評価の対象範囲とされるデリバティブの概念規定がとくに重要となる。この点、前述のように米国のSFAS第133号ではデリバティブが概念的に定義されているのに対し、日本の「金融商品意見書」では、そもそもデリバティブの概念規定はなされていない。また、デリバティブとされても時価評価されない余地がある（「金融商品意見書」 四4なお書き）。このため、従来同様、新たな取引を検討する場合にそれが時価評価の対象となるデリバティブに該当するか否かの判断において不確実性が残る²²。この点「実務指針」では、これらの問題点を解消すべく以下のような扱いが示されている。

1 デリバティブの特徴

「実務指針」によれば、デリバティブとは次のような特徴を有する金融商品である（パラグラフ6）とされ、さらにパラグラフ218において補足的な説明が加えられている。

21 村木 [1996] pp. 244-247参照。

22 1997年6月6日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」では、これまで金融商品に関わる包括的な会計基準がないことが金融商品の開発の促進を妨げているとの指摘も踏まえ、包括的な基準のあり方を検討するという旨も含まれていた。

- (1) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付け・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる）の変化に反応して変化する 基礎数値を有し、かつ、 想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
- (2) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
- (3) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

2 クレジット・デリバティブとコミットメント・ライン

(1) クレジット・デリバティブ取引の会計処理

「実務指針」パラグラフ138では、デリバティブの定義を満たし市場価格に基づく価額または合理的に算定された価額がある場合には当該価額をもって評価しているものの、クレジット・デフォルト・オプションのうち市場価格に基づく価額または合理的に算定された価額がないものについては、債務保証に準じて処理するものとしている。

これは、非上場デリバティブ取引の時価評価に当たっては最善の見積額を使用するが、取引慣行が成熟していないため内容が定まっていない一部のクレジット・デリバティブ取引等で公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって貸借対照表価額とする（パラグラフ104）という処理を具体化したものと考えられる。

(2) コミットメント・ラインの会計処理

「実務指針」パラグラフ139では、借手の借入実行通知に対して貸手が融資を拒絶する権利のないコミットメント・ライン（「実務指針」では貸出コミットメントと呼んでいる）について、その旨および極度額またはその額から借手の実行残高を差し引いた額を注記するものとされており、コミットメント・フィーは、受取・支払手数料として収益または費用に計上し、期末には発生主義に基づき未収・未払を計上するとされている。

以上のように「実務指針」では、「金融商品意見書」でなされていなかったデリバティブの概念的な整理を可能な範囲で行い、既存のデリバティブ類似取引と考えられるクレジット・デリバティブやコミットメント・ラインについて指針を提示している。ただし、ここでは、あくまでも「金融商品意見書」の範囲内であり、同意見書レベルでの不確実性が完全に解消されたわけではない点には留意が必要である。

． おわりに

前述したように、今後は時価評価されるデリバティブの対象範囲との関係で、会計上、その概念規定は重要と考えられる。わが国では「金融商品意見書」を「実務指針」で補ったかたちになっているものの、デリバティブとされても時価評価されない余地があるなど、新たな取引が生じた場合、その時価評価の有無につき不明確となる可能性は残されている。例えば、ウエザー・デリバティブについては「実務指針」でカバーしているものの、自己株式を対象としたオプション取引はデリバティブか、それはどのように扱われるか²³などの疑問は必ずしも解消されていない。もっとも、国際的潮流として長期的には、デリバティブを含むすべての金融商品に時価評価が適用される方向にあるため、その場合にはデリバティブではなく金融商品の概念規定が重要になるであろう。これらは資産、負債の定義など根本に係る問題ともいえるため、今後も引き続き検討が必要なものと考えられる。

23 この点については、秋葉 [1999] も参照されたい。

参考文献

- 秋葉賢一、「クレジット・デリバティブの会計的意義」、『旬刊 経理情報』No.809、中央経済社、1997年 a
- 、「クレジット・デリバティブと会計問題」、『企業会計』Vol.49、No.3、中央経済社、1997年b
- 、「ストックオプション - 自己株式を対象とするオプション取引の会計問題」、『コーポレート・ガバナンスと企業会計』若杉明（編）ビジネス教育出版社、1999年
- 金融法委員会、「『コミットメント・フィーに関する論点整理』の概要」、『金融法務事情』No.1534、金融財政事情研究会、1998年
- 菅原雅晴、「コミットメント・ラインの法的性格とその有効性」、『金融法務事情』No.1522、金融財政事情研究会、1998年
- 丹野慎也、「リスク分散、手数料収入増を達する」、『金融財政事情』Vol 49、No.45（11月30日号）金融財政事情研究会、1998年
- 村木利雄（監修）『銀行経理の実務（全訂版）』、金融財政事情研究会、1996年